

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年7月 5日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年7月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	2号機軽油タンク(B)南東側コーナー地面が深さ2m程度陥没していることが認められたため、当陥没箇所を埋めもどす。	GⅢ	
2	4号機	建屋内冷房装置出口温度計に指示不良が認められたことから、当該温度抵抗体を交換。	GⅢ	
3	その他	「1号機確率論的安全評価」について、マニュアルに従った発注の為の所定手続きを実施せずに協力会社へ口頭にて業務を発注。	GⅡ	